

10 農林水産省(構造特区第25次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
100010	農用地区域内における開発行為の特例	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号	市町村は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を農用地区域として設定する。 農用地区域内では、農業用施設として耕作又は養蚕の業務に必要な施設(畜舎、温室、その他農産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷等の用に供する施設、耕作又は養蚕の業務を営む者が設置・管理する農産物の製造(加工)又は販売の用に供する施設)の設置が可能である。	農業従事者、若しくはそれに係わる法人が農地を取得し、自分達の生産物を加工販売する農家レストランや農家民宿、農産物加工所など、6次産業化に資する施設の設置を目指したい。ついでには、取得した農用地区域内の農地の一部に該当施設を建てる開発行為を行い、農産物の生産、加工、販売を可能とする措置を求める。	当該地域では、新東名が、額田インターチェンジ、新城インターチェンジと開通し既存の浜松いなさインターチェンジと高基幹道路との接点で地域に3か所も整備され、時を同じく徳川家康公没後400年を記念し実施される徳川家康公顕彰四百年記念事業が開催されます。岡崎市、浜松市、静岡市、静岡県の一環三市の行政区を越えた観光事業に、新たに新城市が加わり、高速道路を下りた下道での観光ルートを整備する事で観光滞在時間を有意義に活用し地域との交流を持って貰う様取り組んでいます。今回の新東名は今まで過疎が進んでいた所謂中山間地に人々の動線を誘導する働きがあります。それら新しい人々の動線の中で当該地域の色が出せる観光行政は地域の雇用と産業の創出の場所として非常に重要であると考えます。それらの雇用と産業を維持して行く為に同一テーマである歴史的街並みを、元来の茶生産に適していると言う地域資源を使いグレルメにも統一テーマを持たせ提供する事で、他地区に無い線による観光行政を提供出来る物と思います。又日本茶の消費が減っている中で、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構出身の若手茶農家が経営するそれぞれ2農園がこの街並みで製造販売している事から、和製紅茶の輸出に向けて努力し、この地域のブランド化を図ります。その事により新たな茶農家への進出を図る若手新規就農者を募集し、お茶の栽培、製品加工、そして販売を一体化させ易いこの街並みに多くの茶農園が再整備されそれぞれの経営の中で観光客を楽しませる事を促したい。そして地域の統一ブランドを持つロシアや中東等の世界的に伸びゆく紅茶のマーケティングの一角に日本産紅茶が担う様に日本紅茶を輸出農産物として確立させる事が目的です。	D (一部) C	—	農用地区域内に設置できる農産物の製造(加工)・販売施設については、主として自己の生産する農産物を使用するものに限定していたところを、平成26年4月1日付けで農業振興地域の整備に関する法律施行規則を改正し、主として自己の生産する農産物や地域において生産される農産物を使用できるよう要件緩和を行ったところです。 また、農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農産物や地域において生産される農産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域内に設置できるようにしたところであり、国家戦略特別区域制度の活用により設置が可能となっています。			紅茶街道特区	1 0 1 1 0 0 1 0	特定非営利活動法人 インディアンサマー	愛知県	農林水産省		
100020	農業生産法人以外の法人による農業参入に係る特例	農地法第3条第2項第2号	法人の農地の所有権取得は、農業生産法人の要件等を満たす必要があるが、関連事業者からの出資は総議決権の1/4以下まで可能。 また、リース方式による農業参入は、全面解禁(出資に関する要件はなし)しており、参入を自由化。	現在、農業生産法人に限られている農地の取得について、農業生産法人以外の法人についても取得を可能とする措置を求める。	当該地域のブランドを担うものは、日本茶であり、新たに作られつつある日本製紅茶を主軸としたもので在りたいと思います。それはこの地域は既に茶葉生産が盛んな事、茶畑が多い事、そして茶葉として新たなマーケティングである和製紅茶の市場を確立したいと動いている団体がある事が上げられます。元来の日本茶の消費が減っている中で、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構にて研修を終えた茶農家は明治時代から続く農業行政の中で日本紅茶の輸出は意欲であり、茶業として新しいマーケティングを確保する為に日本紅茶の製造を充実させる必要を説いており、それに向けに民意を聞きさせるには出資商品を一定のユーザーに提供し、フードパルクで買必要があり、今回の観光行政との協働で得られるマーケティングを軸にその品質を向上させそれらノウハウの蓄積をすることで茶農家の品質向上とブランドを確立する事で海外進出も可能であると考えます。その為にも一定量の生産物を供給するマーケティングの確保は重要であり、他業種からの茶農家への参入を促す事で他業種の販売上の取引が必要とする茶葉の消費を(御蔵等の交流時や職場での厚生の為等)当該ブランドに指定する事を促します。今回の特区申請の中で農業への進出を促しながらも、消費者としての参加も促す様に、農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入は重要な要素と考えます。そして他業種にて収支が合う業種が地域色を必要とした時に、当該地域の農産物を使ったイメージ戦略と農業への参入環境を整備する事で当該事業に参加する人数が増え、それに伴いマーケティングも確保されるものと考えます。	D	—	要望事項は、提案内容によると、茶農家への消費者や他業種からの出資を増やすことを活用して新たなマーケティングを確保し、品質の向上を図るものと理解しますが、現行制度の下においても、農業生産法人は、当該法人の総議決権の1/4までは定期購買者等の消費者や他業種の取引先からの出資を受けることを可能としています。 また、農地貸し付け方式(リース方式)であれば、出資に関する要件はなく、農業参入を自由化しています。 したがって、要望事項は、現行制度の下においても対応可能なものと認識しています。			紅茶街道特区	1 0 1 1 0 2 2 0	特定非営利活動法人 インディアンサマー	愛知県	農林水産省		
100030	農地における営農型太陽光発電設備等の設置に伴う農地法の特例	・農地法第4条、第5条 ・農地法施行令第10条第1項第1号イ ・農地法の運用について(平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知) ・「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等」についての農地転用許可制度上の取扱いについて(平成23年3月31日付け農林水産省農村振興局長通知)	・農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権等の権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・原則転用不許可とされている農用地区域内農地等であっても、一時的な利用であれば、転用許可が可能とされており、3年以内の期間であれば、「一時的な利用」に該当すると判断される。	農地に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等を設置する場合の一時転用許可期間を10年間に延長する。	【実施内容】 農地に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等を設置する場合の一時転用許可期間を3年間から10年間に延長し、申請者の許可申請の負担軽減を図るとともに、営農と再生可能エネルギーの活用を両立した取組みを促進する。 【提案理由】 今般の農地法の運用改正は、継続的に営農が行われることを条件に、農地でも太陽光発電設備等を設置できるようにするための措置である。 発電設備の設置には初期投資が必要で、資源エネルギー庁による固定価格買取制度の買取期間は10年単位(太陽光発電の場合)とされている。 営農型の一時転用許可は、全国で33件(25年11月末現在)と設置が進んでいない。 【代替措置】 一時転用許可後は、毎年、農作物の生産状況について報告書の提出を必要としていることで、営農の継続を確認することができる。 また、3年ごと「市町村農業委員会が、現地確認の上、意見書を一時的転用許可権者に提出するよう義務付ける。	C	IV	一時転用許可の期間については、農地転用許可制度上、必要最小限の期間としており、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないことと担保や農業上の利用の確保の観点から、3年以内としています。 なお、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等については、一時転用期間中に適切な営農が継続されており、また、その後の期間においても適切な営農が確保と見込まれる場合には、再度、一時転用許可を受けることにより継続的な設備の設置が可能となるよう取り扱うこととしているところです。 右提案主体から、意見書を踏まえ、再度検討し回答されたい。			農地における営農型発電設備等の設置に伴う一時転用許可については、下部の農地において生産された農作物に係る状況の毎年の報告を義務付けております。これは通常の一時転用許可には義務付けられていないものであり、この報告により市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないことや農業上の利用の確保を担保できる制度となっております。このため、通常の一時転用許可と比べて一時転用許可の再申請を3年ごとに行わなければならない理由が乏しいと考えますが、3年ごとでなければならない理由について、回答をお願いします。			1 0 1 5 7 7 0	長野県	長野県	農林水産省
100040	生産森林組合の施業の委託要件に係る制限の緩和	森林組合法第93条、第95条	生産森林組合は、自ら所有する森林の経営を行う協同組合であり、その森林経営の共同化を生産面において徹底して行い、事業に必要な労働力は組合員から提供されることが原則となっている。このため、組合員の2分の1以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならないなどとされており、また、組合がその所有等に係る森林の施業を他に委託することについては、これが当該森林の過半に及ぶことは好ましくないとされている。	木材資源の利用促進のため、生産森林組合が組合員から労働の提供を受けることなく、施業の過半を超えて又はその全部を他の林業事業体に委託することを可能とする。	【実施内容】 生産森林組合は組合員が資本と労働を提供して、自ら森林経営を行うものであることから、組合員には森林の施業への従事義務があり、他者に施業を委託することについては一定の制限がある。組合員が労働の提供を行わなくても、施業を委託により実施することを可能とする。 【提案理由】 本県の森林資源が充実しつつある中、「森林県」から「林業県」へと飛躍するため、効率的な素材生産による木材資源の利用促進に取り組んでいる。 このような状況のもと、生産森林組合は、個人所有の森林に比べて所有規模が大きく、過去の年入りが行なわれているにもかかわらず、組合員の高齢化等により素材生産が難しくなっている一方、施業の委託については一部しか認められていないことから、木材資源の利用が進んでいない。 そこで、他の林業事業体に施業の全面的な委託を可能にして、効率的な素材生産を行い、森林資源の有効活用と持続的な森林経営を促進していく。	F	I、IV	生産森林組合は組合員からの資本と労働の提供を受けて森林経営の共同化を図る制度(昭和26年度創設)であることを踏まえれば、森林の施業は組合員が協同して行うことを想定していたところである。他方で、現在、組合員が高齢化するなど、森林・林業をめぐる状況や地域の林業経営の状況等が制度設計時とは変化しています。こうした状況を踏まえ、生産森林組合が期待される機能を発揮しやすくするための方策について検討を行います。				1 0 1 5 8 8 0	長野県	長野県	農林水産省		

10 農林水産省(構造特区第25次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
100050	国営かんがい排水事業の実施要件の緩和	土地改良法施行令第49条第1項第1号 「国営かんがい排水事業実施要綱」(平成元年7月7日付元農水省告示第532号農林水産事務次官通知)	国営かんがい排水事業により、農業用排水施設の施設、変更等を行う場合、事業の実施要件として、受益面積がおおむね3,000ha以上であり、末端支配面積がおおむね500ha以上と規定されている。	農業用排水路の整備事業について、一級河川を介した個別の排水路網を連続した受益とみなし、さらに末端受益面積要件を廃止することにより、地域の排水路網を一体で整備できるような制度の変更を提案する。	農業用排水路の整備事業について、一級河川を介した個別の排水路網を連続した受益とみなし、さらに末端受益面積要件を廃止することにより、地域の排水路網を一体で整備できるような制度の変更を提案する。 提案理由： 埼玉県北部の羽生市、加須市、久喜市にまたがる「埼玉平野」地域の排水は、農業排水路を通じて一級河川に流下している。「埼玉平野」は米作地帯として発達してきた地域である。地域の特徴として平坦地で、水路勾配が緩く、規模の小さな排水路が多く散在している。都市化の進展もあり降雨のたびに市街地や農地が浸水被害に苦しめられている。地域では被害解消のため農業排水路の改修を事業期間の短い国営事業で行うことを要望しているが、現行制度では国営事業の採択は難しい。 また一方で、河川改修整備は市街地区間を優先的に整備せざるを得ず、農村地域であるこの地域の河川改修整備はなかなか進まない状況となっている。このため、本特例措置により農業排水路と河川の改修を一体的に整備することにより、地域の浸水被害を解消し、国土強靱化の加速化を図るものである。	C	-	農業用排水施設の施設、変更等を行う土地改良事業は、国と地方の役割分担の下、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が事業実施主体として実施することとしています。国営かんがい排水事業の対象地域のとり方は、一級河川を介するか否かにかかわらず、地域の用排水系統や施設の管理体制等の観点から総合的に判断していますが、いずれにしても、国は受益面積がおおむね3,000ha以上で末端支配面積がおおむね500ha以上の広域的で大規模な投資が必要な基幹施設の整備等を国営かんがい排水事業として実施することとされています。このように土地改良事業は、国と地方の適切な役割分担によって事業を実施する仕組みとされていることから、国営かんがい排水事業における末端支配面積要件を廃止することは困難です。	本件は、広域で浸水被害が生じるという地域の状況を踏まえ、国の回答にもあり、「広域」、かつ「大規模」な投資が必要なものであると言えないかとの視点も含まれて回答された。	「埼玉平野」地域は、きわめて平坦な低平地であり河川、排水路を一元的に管理しなければ排水状況は改善されない。受益面積3000ヘクタールを判断する際に一級河川を介するか否かにかかわらず、地域の用排水系統や施設の管理体制等の観点から総合的に判断するのであれば、末端支配面積についても、複数の水路を統合して一元的に管理される一つの水路とみなして、水路網全体で末端支配面積を判断することを提案する。		1 0 1 7 0 0 1 0	埼玉県	埼玉県	農林水産省 国土交通省
100060	国の転用許可権限の県への移譲及び農地転用許可に係る大臣の事前協議制度の廃止	農地法第4条、5条、附則第2項	・農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について所有権等の権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事(農林水産大臣)の許可を受けなければならない。 ・都道府県知事は、当分の間、同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る許可をしようとする場合等には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。	農地転用について、地域の農林水産業の活性化につながる県が認めた大規模転用の場合は、国の転用許可権限(4ha超)を県に移譲するとともに、知事許可(2ha超4ha以下)に係る大臣との事前協議制度も廃止すること。	・全国知事会等による自治体アンケート(平成25年10月2日に公表)によれば、これまでに企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに2年とか1年4ヶ月を要した事例があったものと推測される。 ・農業を含む地域経済の活性化のためには、長期的にわたる事前調整を廃して、農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整が必要である。 ・地方が農地を含めた土地利用に関して権限と責任を担うことは、地域の実情に応じた土地利用の実現に資することから、農地転用許可は全て地方自治体が行うべきである。	C	I	規模の大きな農地転用は、農地がまとまって失われるだけでなく、とりわけ集団的な優良農地においては、周辺農地の無秩序な開発を招き、効率的な農業生産に支障を及ぼすおそれがあるなど影響が大きいことから、引き続き、一定の国の関与が必要であると考えています。 なお、平成21年の農地法改正法の附則に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、検討を進めることとしています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい	・地方が、農地を含めた土地利用について権限と責任を担うことにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを行うことができるようになることと、事務手続きの迅速化が図られ、より機動的な対応が可能となる。 ・「規模の大きな農地転用は…影響が大きい」との漠然とした理由だけでは、国に権限を留保する必要性の説明がなされているとは言えない。		1 0 1 8 1 0 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省